

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成27年8月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福祉タクシーひまわり
- 3 代表者の氏名
津端 保
- 4 主たる事務所の所在地
中魚沼郡津南町大字下船渡丁2675番地8
- 5 定款に記載された目的
この法人は、身体障害者や要介護者、透析患者等、移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの安全で確実な個別輸送サービスをリーズナブルに提供する福祉輸送の担い手となり、福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動